

第11回（仮称）まちづくり条例検討市民会議

会議録概要（委員発言要旨）

平成20年2月20日（水）

前回（第10回）会議内容の確認

- ・ 前回は言葉の定義について、条例自体に載せるかどうかは別として、委員が共通意識を持とうという目的で話し合いをした。
- ・ 『参加・参画』の『参画』は、運営に関して体制整備をしながら使わなければいけない。
- ・ 『きょう働』については、『共働』の方がイメージに合うという話があった。
- ・ 『コミュニティ』は曖昧で様々な意味を持つので、それらの要素の総称ではないかということが出された。
- ・ これらについては、今後の検討の中で定義が見えてくるという結論で締めた。

委員からの配布資料について

「北見行財政改革大綱」（以下、「行革大綱」という）と横浜市町内会連合会のHPが配布される。

- ・ 前回、協議した用語の問題から、『協働』が北見市ではどのような使われ方がされてきているのか調べてみた。
- ・ 行革大綱は、この条例の本体部分で行政組織を検討する場面に必要となってくるものと思い、資料として提出した。

今日の会議進行について

- ・ 前回、『コミュニティ』『きょう働』の定義については、改めて確認するという事にして、今回は理念・原則を協議する予定だったが、後で改めて協議するとしていた定義の部分を（資料が出された）この機会に再度検討してはどうか。
- ・ 『きょう働』は理念を含めて広範囲に及ぶものであり、旧北見市での取り組みの流れもあることから、次回以降に行政側の市民活動担当者を交えて議論する機会を設けてはどうか。
- ・ この用語が理念に直接関わるものと思われ、また、限られた時間の中で振り返りながら検討していくのは難しく、より理解を深めるには、現時点で確認した方が良い。
- ・ 「行革大綱」にある『協働』の定義は受動的な表現であり、市民が主体であることが確認

されているのであれば、この点を今再検討しておく必要がある。

- ・『きょう働』はこの条例のキーワードになる可能性があり、ここをしっかりと固めてからでないと基本的なスタンスが変わってくるのではないか。
- ・総合計画等で『市民、きょう働、まちづくり』などの言葉の行政での使われ方があるが、行政サービスに対して個々が協力するのか、個々の補完性の原理から組み立てていくのかという基本的考え方を確認しなければいけない。

言葉については、条例上で定義するか否かではなく、共通の認識を持つという意味で話し合ってきたが、『きょう働』は理念を考えるにあたりキーとなる言葉となり得るものであることから、今回、再度協議を行なうこととする。

『きょう働』について

行政側での「協働」の使い方等について

- ・『市民』や『まちづくり』などを含め、これまで行政側の言葉の使い方に引きずられる必要はなく、むしろ別な用語を使うことで、新たな活動の指針になり得るのではないか。
- ・市民協働の講演を聴いて、弧から自立した個人を想定して、それらが協力して大きなまちづくりをしていくというイメージができたが、既にある行政への協力を担うのがまちづくりなのか、地域づくりという考え方をするのか、大きな問題という感じがする。
- ・タウンネットワーク懇話会での『協働』は、これまでの図式にある使われ方で、この会議で出ていた『共働』はそれより一歩踏み込んだものになっている。
- ・『共働』は豊田市の条例で使われているが、それは『協働』を包含した考え方〔第6回配布資料145P参照〕で、そのように定義するのであれば、納得できる。
- ・新しい北見市に新しい理念と考えると、新しい皮袋に古い酒を入れることになりかねない。豊田市はそういった使い方かもしれないが、北見市は新たな言葉として定義することを考えても良いのでは。結果として同じくなることはあるかもしれないが。
- ・辞書によると『協』は「和合する、一緒にする」という意味で、『共』は「一人ひとりが手を携えて何かをやり遂げる」という意味がある。『協』は力を合わせることで自体が目的。
- ・それを見ると、『協働』の使い方である「行政をみんなで支えあう」とのイメージに取れるので、違った表現が必要ではないか。
- ・行政のコスト縮減の手法にしか感じられないので、条例の目的を考えたら『協働』ではない。豊田市の考えは、今までのそれぞれの役割を1つにまとめたに過ぎないのでは。
- ・「行革大綱」での定義は、安上がりの行政サービスを目的としている。
- ・『共働』を推進すると、タウンネットワーク懇話会からの提言により行政が動いており、その辺との整合性という課題も懸念される。
- ・総合計画などとも不都合が出てくることが想定されるが、現存の組織などは白紙で考えないと、既存の『協働』を引きずってしまう。この会議で今やらなければならないことを検討することが先ではないか。その後で整合性を考えても良いのでは。

- ・行革委員の立場では、行政が改革していくという視点からこの『協働』の定義で良としていたが、市民主体とする条例で考えると違和感がある。
- ・この条例は市と市民との契約書であり、そう考えると50：50でなければならない。行政側のスタンスで作られるのではなく、市民が納得する契約書でなければいけない。

(事務局)

- ・現在、総合計画も策定中だが、まもなく答申される基本構想案には『協働』がひとつの柱として挙げられると思う。次回会議には答申案を提示できると思うので、その考え方を見ながら検討してはどうか。
- ・どちらが先かというタイムラグが生じるが、その場合には上位性の問題が鍵となる。総合計画では『共働』の議論はないものと思慮するが、この条例を憲法的な位置づけにして『共働』を使ったなら、実行されている総合計画等でも使い分けなければいけない。
- ・条例案は最終的に議決を要するので、どうなるか分からないが、この会議では他に遠慮することなく作っていくべき。
- ・税負担の公平性という観点で、住民税と交付税や補助金を含めた財源で生活することを考えた時には、行政ありきでなく個人を主体にして、安易に職員給与の削減とならないようチェックして、行政サービスや地域力の低下を招かないようにしなければならない。
- ・住民自治となると必ず費用負担を伴い、住民税の税収に見合ったまちづくりを考えなければならない。
- ・理念には自治がキーになるが、自治間でどのように互いに助け合っていくのかということと共に働くということになり、避けて通れない課題である。
- ・総合計画はインフラ整備の要素が強いが、そこにも市民会議がある。そうした団体などが活動しやすい体制整備(ソフト整備)をすることもこの条例の役割でもある。
- ・横浜市の町内会のHPに、戦前からの町内会の歴史が掲載されていたので資料として提出したが、町内会もこの流れではジリ貧になってしまうので意識改革が必要ではないか。今までのように市役所に要望しているだけでなく、問題解決の協議ができる場をこの条例で整備してあげて、それ以降は住民の自己責任になる。そういう点からも新たな『共働』ではない新たな言葉が必要ではないか。

総合計画との関係・整合性、この条例の位置付けについて

- ・総合計画と同時並行しているが、どこで整合性をとっていくのか。総合計画審議会委員と話をすると、感じていることが違う印象を受ける。

(事務局)

- ・どちらかという総合計画はハード系で、条例はソフト系で根底に流れるもの
- ・先に整合性を考えるのではなく、総合計画と条例の機能分担をしておく、整合性の方法論が見えてくるのでは。
- ・この条例は首長が誰になっても変わるものではなく、総合計画は政策的要素が強いものではないか。
- ・北見市の「道しるべ」となる市民憲章が制定されており、総合計画はそれを達成するためのもので、条例はそこを導くものという関係ではないか。

- ・総合計画はこの条例の具現化の方法論のひとつとして動いているとすると、この条例が一番上の位置付けとされているが間違いないか。
- ・総合計画で『協』を使っているが、ここでは、これまでの議論経過から考えて、敢えて『共』としている。会議の流れを踏まえて、敢えて違う言葉を明確に定義して、次回、総合計画の『協働』との相違を明確にすれば良いのではないか。

(事務局)

- ・この条例と総合計画の位置付けだが、総合計画は地方自治法の中で策定が義務付けられているもので、この条例は住民や自治体の心得として自発的に作って議会の同意を得るものである。
- ・法の定めによるものと自主的なものという違いはあるが、議会の議決を要するという面では同じ重みを持つもの。
- ・法の規定で総合計画が推進されるなら、敢えて条例を制定する必要性の認識を明らかにしないとイケないのでは。全ての自治においてこの条例が最上位だと認識していた。
- ・地方分権により条例制定権が自治体に任せられてきた。これまでの中央政府の下請けという流れから総合計画の位置付けがあったが、地方の自主性尊重という点からこの条例を制定する向きになっているので、これを最優先とする位置付けは問題ない。

(事務局)

- ・どちらが先かということもあるが、本来、この条例の理念をもって総合計画が策定されるということは間違いない。
- ・総合計画策定は義務で、この条例の制定は権利である。
- ・総合計画は策定しなければならないが、必ず計画どおりに全てを進めなければならないというものではなく、作ることが目的。
- ・総合計画を実施するにあたっては、この条例に反してはいけないということ。
- ・総合計画の策定、実施するルールブックがこの条例と解釈している。

(事務局)

- ・この条例の中で総合計画について謳えば、当然、この条例の下で総合計画が作られることになる。
- ・総合計画は財政面を考えず作るとは可能だが、財政を考慮しないとダメだとこの条例でルール化するとそれに従っていかないとイケない。
- ・この条例の位置付けについて、例えば、札幌市では「条例を最高規範として、総合計画との整合性を図らなければいけない」となっている。
- ・そういったことからしても、今話している理念の部分で「きょう働」をうやむやにせず、『共』と『協』の相違性を明確にしないと、次のステップに進めない。
- ・総合計画がこの条例に合わさなければならない位置付けになるのでは。しかし、同時並行しているのでその調整が難しいところ。

〔認識確認〕この条例の位置付け

最高規範であり、他の条例等がこの条例と整合性を図るものである。

『協働』と『共働』の違いについて

- ・行政側では『協働』ということで進めているが、この会議でしっかりと『共』か『協』の審議をする必要がある。
- ・『協』を包括する意味の『共働』を位置付け、違いを明確にしておかなければならない。
- ・『共』『協』の二通りの考え方があることを認識して、その中身については、勉強しながら改めて協議していったらどうか。
- ・そこまで戻らず、今段階では『共働』で考えていって、検討の中でその範疇から外れるものは『協働』でも良いのかという進めの方が良い。
- ・『共』『協』両方を一緒にした考えは避け、それぞれ概念を持って考えていく方が良いのでは。
- ・そうすると『協』は行政側主導との意味が強くなる。
- ・タウンネットワーク懇話会は2年間の市民議論を踏まえ提言書を作成した。旧北見市では理念を含めて仕組みづくりをきちんとしてきた経過がある。その提言を基に北見まち協でも検討され答申もされている。その辺の経過も認識しながら議論を進めては。
- ・タウンネットワーク懇話会の提言を否定しているものではない。

(事務局)

- ・先ほど総合計画審議会からの答申も見ながら議論という話をしたが、色々な考え方があるので、それらを集めて『協働』を研究しませんかということ。
- ・「きょうどう」は昔から「共同」しかなく、『協働』と『共働』どちらも基本的にはない言葉。『協働』は最近、ある程度定義付けられているが、『共働』は新たな造語に近い。だから、『協働』とは違うということをやらなければならない。そのためには『協働』の定義をきちんとしなければならないので、その辺りを皆さんで研究していただきたい。
- ・『協働』は・・・という定義だけど、我々が言っているのは・・・ということだから『共働』なんだということの組み立てになるような方向で議論いただきたい。
- ・今までの『協働』の使われてきた経緯もある程度知っているが、『共働』の方が分かりやすいように意味付けや内容をしていけたら良い。
- ・使い方として、『協働』や『協働』でなく、全く別のイメージ的な言葉とすることも考えられるが、今のところは『共』で進めた方が良いのでは。
- ・前回の会議での協議内容で大筋が決まったのではないかと。今日の協議はその域を出していない。
- ・行革大綱での『協働』と懇話会からの提言書にある『協働』は同じ意味か。(確認)
- ・精神が全く違う。行革大綱の『協働』は行政側から市民に参加を呼びかける意味で、提言書の『協働』は市民の主体性が表れている。違うからこそ両方の定義が必要である。
- ・違うということが問題。それでは市民が混乱してしまう。
- ・当初、『協働』は曖昧な意味だから関わらない方が良いという話だったが、使わないとすると、この先も『協働』がどんどん歩きだしてしまう。なので、敢えて違う言葉を定義した方が良い。
- ・これまで(懇話会でも)言葉を変えるという発想が出なかったから変えなかっただけ。
- ・漢字には拘らない、精神が違うから。

- ・しかし、そのことを説明するにも機会もなく、用語集を作らないと分からなくなるので、『協働』はあまり使いたくない。
- ・提言書では『協働』が非常に良い意味の定義がされているが、これは旧北見市のもので、新北見市では（行革大綱での定義）行政から見た形での定義になっている。
- ・これからは、提言書での定義を浸透させるという方法もあるが、この会議では『共働』で進めていくやり方もある。どうするか。
- ・用語の場合、定義もあるが、どれだけ認知されているかという問題もある。
- ・おそらく『協働』の元々の意味は、行革大綱の定義で、それでは足りないから理念等が付加されたと思うが、それがどれだけの市民に理解されているのか、また、同じ用語を使うことで紛れてしまうおそれがある。
- ・そうすると、この会議で話してきた（話していく）内容を『協働』に取り込むことができるのか、他の会議（総合計画等）で条例での定義を説明すると否定される可能性大。
- ・それぞれが、これまで携わってきた経過等もあるから、そこを否定せず抱合するような形でやった方がよい。
- ・NPO活動経験者の多くは、『協働』は行政が民間に丸投げして節約するための方便だという認識を持っていると思う。
- ・この会議委員の『協働』に対する認識は「行革大綱」での定義で共通している。
- ・文字は別としても、「あり方、関係の形」の方が重要。『協働』を使うのであれば行政側の主体で動くというようなことがあるが、「そうではない」関係を結ぶという方法論に条例で関係付けていけばよい。
- ・市議なども皆、美しい言葉なので簡単に『協働』と言うが、『協働』を市民側と行政側との間でどのように連動させるのか訊くと、「その都度考えて・・・」という場当たりの回答しかない。『協働』は10年前からある言葉だが、誰も市民と行政が連動する方法論を持っていない。
- ・言葉以上に動き方が重要で、どういう連携の仕方が理想的なのかということを押さえておくべきではないか。
- ・今日の会議レジュメにある「すべての市民の参加、まちづくり（自治）、自己決定・自己責任」を考えた時、図式的に弧から個人の自助、さらに広がって個人同士や市民団体による共助、その段階で「協力」は違うと思う。防犯活動でも初めから行政の補助金頼みですのと、自分達で始めようとするのは全く意味が違う。
- ・さらに、地域同士が協力して活動しようとする動きに発展しても、それは『協働』ではない。互いが共に動くことが、まちづくりの前提と考えれば、今後の論理展開や条例の配置もしやすい。
- ・最終的に自分達でできない部分を行政に頼む公助的な部分においても、周囲の理解を得ることが必要で、そういうことが基本で説明しやすく、そのためにこの条例を設置するという設定でどうだろうか。
- ・とすると、『協働』では説明しきれないので『共働』で検討していくことになる。
- ・今の話が前文に網羅される理念だと思う。補完性の原理を踏まえた市民が主体で、個人がコミュニティになっていくということで。

- ・「参加」というニュアンスでいくなら、『きょう働』という言葉を使わなくても良いのではないか。この言葉を使わなくても条例はできるのではないか。
- ・市政の運営に限った条例であれば可能だが、市民主体で市民活動を前提とした条例であれば、きちんとした定義をしておくことが必要。
- ・とすると、「行革大綱」での定義とは違うので、かなり長い説明で定義しなければならず、敢えて『きょう働』を使わなくても良いのではないか。
- ・読んだ時に「個々人が主体で、誰と」という形と、行政等のやることに外から参加する観客型とするのかでは理念や方向性が変わるので、読んだ人自身が主体で行動することが、まちづくりのベースだと理解できるようなものの方が説明しやすい。
- ・他では『協働』を使うのだろうが、この条例で『協働』『共働』両方をきっちりと定義すれば、使い方の混乱を整理できるのでは。
- ・市民自治を考えた場合、補完性の原理に基づくか、従来の流れで行くかの判断で、その判断は地域維持の可能性につながる。市民自治の確立を目標とした時、『協』と『共』どちらが説明しやすいかという『共』になる。

〔認識確認〕理念につながるここまでの認識

- ・市民が主体で、個々人のつながりを持ちながら補完性の原理で協力し合うことが重要
- ・この会議での『きょう働』は『共』の精神で、それに基づく関係性等を考えていけば、間違いやズレはないのでは。

「参加」について 基本理念について

- ・条例の構造として、参加する必要性があることを分かるようにしないといけない。内容として、参加するとメリットがあるというのが分かりやすく良いと思う。
- ・「参加」とは、何かがあるものに入ること。個人は責任を持って生活していく、そこでできないことを補い合う意味で「共」が根底にある。市民が主体ならば「参加」は適切ではない。
- ・「参加」に関しては「参加を妨げない」ということなのか。それを原則で掲げれば良いのでは。
- ・サラリーマンは自分の生活に一杯で、こういう会議に参加できない。そういう状況で参加しましょうと言っても何も変わらない。
- ・改めて参加と言わなくても、個人のつながりを妨げないこと、参加するのが無理な人もいるが、周囲が見守る活動があれば良い。その活動をサポートできる制度を作ればよい。
- ・会議にしても、委員として参加しなくても傍聴などは可能で、ここは少なくとも夜間に市民会館で開催しており、参加の機会は設けられている。
- ・もし、「参加」を定義づけしないのなら活動に対する保障と情報開示という制度的なものが作れるようにしていけば良い。
- ・してもらっただけの市民ではいけない。だけど、することを義務とすることも変。
- ・そこにいるだけで「貴方は市民です」ということも一理あるが、「何かするべきじゃないの」と言うからには何かできるようにしておかないといけない。

- ・留萌市はコミュニティで「自立性の尊重」という表現をしているが、これは使えるのかもしれない。
- ・市民としての自覚を持てば、自分だけではなく他の人のことも考えることが市民自治であることが理解されれば良い。
- ・現実にできる人とできない人がいるので、人とグループの活動は切り離しても良い。
- ・清掃を例にしても、決められた日時には出られなくても別の時間帯に自主的に実施することが認められるというような活動が広がっていけば。問題は、市民としての自覚を持って参加していただきたい、それに行政等が保障する、妨げないということが位置付けられれば良い。

基本理念について（『きょう働』を基本に）

- ・議論がいきなり基本理念の部分に入ったのかと思うが、基本理念は見通しの良い目的を表現する場で、今のような条件等に左右されるようなことを謳うべきではないのでは。
- ・なぜ条例を作るのかというと、市民と他との契約的なもので、契約は将来的な信頼関係を結ぶためのものだと思う。信頼関係があってこそ『きょう働』や事業が成り立つわけで、条件を基本理念の段階で出すべきではない。
- ・市民も行政も皆共通の目的は条例を通じてきちんとした信頼関係を結ぶことで、基本理念は契約者相互の共通目的を載せる方が分かりやすい気がする。
- ・既存条例の基本理念は色々なことが掲げられているが、それはどうなのかと思う。今回の条例に関しては、12万市民がここで首を立てに振ってくれなければならないので、分かり易くしなければならない。
- ・これまで、「基本的人権の尊重・市民一人ひとりが大切にされる・安心して暮らせる」等のキーワードが出されていて、これは例えば、寝たきりの高齢者でも住みやすいという環境という位置付けで市民が主体となっていると思う。
- ・「参加」に反応したが、市民が主体なら参加できない人も主体であるということで、基本原則で参加や対話などが出てくると思う。市民主体をずらさないことは非常に重要。
- ・日常的にあいさつをするということが実現すれば目標の半分を達成している。そこから対話に派生していく。各種説明会が開催され、参加できる人は参加し、参加できない人に伝えていく、そのために行政は情報開示をし、意見を受ける窓口を設置するという簡単な仕組みで考えていくもの。
- ・用語にとらわれすぎて難しくしているだけで、隣近所との付き合いということが本来。
- ・それ（福祉・教育・町内会・弱者救済等）は個別の問題で、それに対するプロポーザルがあった時に受け入れる組織がないといけない。最初から用意してあると今までと変わらない。
- ・一人ひとりが意識を持って生活することがベースで、さらに地域団体の活動がプラスになっていけば良く、先ずベースがなければ。
- ・それぞれの活動の上で壁があるが、個別を理念に書くのではなく壁がなくなるようなことを書いておかなければならない。一つひとつのことを書くものではない。
- ・一つひとつの話ではなく、これが大前提で目標。今後ずっと継続するものではない。

- ・今の話は、目的が一緒の人のグループという意味ではないかと思うが、市民は目的が違ってそこに住んでいるというだけで、隣人が嫌いであろうが共に協力していかなければならないということが理念である。
- ・10月24日(第6回)会議での委員の発言が、理念として纏まっていると思う。個人がいて、個人ができないことは家族で、さらに地域でという補完性の原理に基づき市民を主体にしてということ。
- ・プロポーザルとあったが、誰がどこにということがあることから考えるのか、ここに住んでいるということから考えるのか。後者で考えた場合、日常生活を送る上で考えられる事項があって、それは隣同士、地域活動を積み重ねていくもので、生活を基盤に考えていくということをつかり易く書き込む必要がある。
- ・条例というより道徳とかマナーの話なのか。
- ・そういう話だと思う。相互信頼が基盤。町内会や様々な連携に関しても信頼ができるかということに関わる。
- ・あたり前のことだが、そこが基本となる。周囲の生活環境にしても市民同士のつながり、行政との信頼関係を結んでいくかという方法論が書かれる。
- ・マナーの話条例に定義するとは思っていなかった。

〔認識確認〕理念と原則を一緒に考えてのここまでの認識

主体性、個々人のつながり、補完性の原理、自主性・自立性、自覚、互いの尊重というあたりが理念に含まれる。

- ・市民とは本来、自覚されているという理想像だが、そこに至っていない人が多いので、市民としての意識を持ちましょうという所から始めなければならない。それが自覚。
- ・自分の利益を受けることだけではなく、自分から他人に対して何かしようという発想がないと市民とは言えない。
- ・何故そこまで下がらなきゃならないの?という所から始めないと有用な条例にならない。
- ・道徳というのはライフスタイルや宗教に近いもので、そこまで条例にすると憲法違反にならないのか。
- ・共同体として自治を目標にしている、生きていくための信頼関係やルールを作るためのもの。個々としての自覚を持ちつつ、共同体としてということを前提としたものであり、道徳的な部分から入ることになるのではないか。
- ・「基本的人権、多様性を認め合う、一人ひとりがかげがえのない市民である」ということを言っている。
- ・排他的にならないためのもの、一丸となってみんなの幸せを願うようなコミュニティを作るためのものである。
- ・戦前の隣組のように強制されるものではなく、あくまでも市民として自覚を持って主体的に取り組む意識が大切。
- ・我々が住む地域が安全安心で公平に住めるために、最低限あたり前と思っていることを自覚してもらおうということ。

- ・理念としてはそういったところで、それ以上のことは条例の各項目で整理することになるのか。
- ・これまで「まちづくり」を柱に話してきているが、「自治」という考え方も認識しながら理念を検討していく必要があるのではないか。

次回について

- ・次回は「きょう働」について、市民協働推進課職員を交えて議論したいがどうか。
- ・必要性を感じない。話をすると混乱する。
- ・では、次回は実施せず改めて検討することとする。
- ・次回は3月3日(月)午後6時からこの場所で会議を開催する。
- ・3月31日の会議は午後3時からとし、その後、年度の区切りとして懇親会を開催したいと考えているので、日程調整等をお願いしたい。